随意契約結果表 (委託等契約)

所属名	感染症対策グループ
契約締結年月日	令和4年1月20日
契約者名	一般社団法人山梨県医師会
契約名	令和3年度新型コロナウイルス感染症に係るホームケア
	対象患者健康観察業務委託
契約金額 (税込み)	372,680,000円
随意契約理由	1 本事業の内容
	本業務は、新型コロナウイルス感染症患者がホームケア
	として自宅で療養する場合において、地域の医師との連携
	による健康観察を行うことで、患者が安心して療養できる
	環境を整備することを目的に実施するものである。
	【業務内容】
	1 ホームケア対象患者の健康観察業務
	(1) ホームケアの対象となった新型コロナウイルス感
	染症患者(以下「ホームケア対象患者」という)について、
	地域の医師による健康観察を一日2回行うこと。
	(2) 健康観察は、原則、県が別途指定するシステム(以
	下「システム」という)で患者が午前、午後に各1回、入
	力した内容を確認し、システムにコメントを入力するこ
	と。
	(3) 業務は、土日祝日も含めた全日(ホームケア対象
	患者がいない日は除く)とする。
	(4) 地域の医師が、システムの入力内容又はホームケ
	ア対象患者との電話内容などから診察が必要と判断した
	場合は、ホームケア対象患者が居住する地域の重点医療機
	関に診察の依頼を行い、その受入れ可否についてホームケ
	ア班に連絡すること。受診先から受診結果が届いた場合

は、ホームケア班に FAX 等で情報提供するとともに、システムに受診結果を入力すること。

- 2 業務委託に必要な要件
- ① 健康観察を行うために十分な専門知識・経験を有する 医師が所属していること。
- ② 地域の医師が健康観察を行うことで、ホームケア対象 患者が安心して療養できる体制を整えることができること。
- ③ 山梨県全域をカバーできる体制を整備できること。
- 3 (一社) 山梨県医師会の状況

(一社)山梨県医師会は県下全域の診療所及び医師を構成員とする団体であり、

健康観察についての十分な専門知識・経験を有する医師が各支部に所属しており、県下全域において、ホームケア対象患者の健康観察を行える体制を県下全域に整備することが可能である。

4 結論

当該団体以外には、本事業を適正かつ確実に行うことができる団体はないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせ省略とする。

随意契約の適用条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号